

新	旧	備考
貿易一般保険運用規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略) <u>令和2年2月28日 一部改正</u> 第1章 一般的事項（第1条 - 第54条） 第1節 定義等（第1条 - 第13条） 第2節 引受基準等（第14条 - 第27条） 第3節 個別保証枠（第28条 - 第33条） 第4節 保険料率算定等（第34条、第35条） 第5節 保険の申込（第36条 - 第40条） 第6節 保険料（第41条、第42条） 第7節 確定通知（第43条 - 第46条） 第8節 保険金の支払等（第47条 - 第54条） 第2章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係（第55条 - 第67条） 第3章 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）関係（第68条） 第4章 貿易一般保険（個別）関係（第69条） 第5章 雑則（第70条）	貿易一般保険運用規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略) 第1章 一般的事項（第1条 - 第54条） 第1節 定義等（第1条 - 第13条） 第2節 引受基準等（第14条 - 第27条） 第3節 個別保証枠（第28条 - 第33条） 第4節 保険料率算定等（第34条、第35条） 第5節 保険の申込（第36条 - 第40条） 第6節 保険料（第41条、第42条） 第7節 確定通知（第43条 - 第46条） 第8節 保険金の支払等（第47条 - 第54条） 第2章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係（第55条 - 第67条） 第3章 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）関係（第68条） 第4章 貿易一般保険（個別）関係（第69条） 第5章 雑則（第70条）	
第1章 一般的事項 第1節 定義等 第1条～第8条の3 (略)	第1章 一般的事項 第1節 定義等 第1条～第8条の3 (略)	
（内容変更等の通知範囲） 第8条の4 約款第22条第1項の規定に基づき通知を行う場合又は各包括特約書の規定に基づき内容変更等について保険契約の変更を希望する場合に通知を行う場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない他の内容変更等（重大な内容変更等に該当するものに限る。以下「他の重大な内容変更等」という。）が生じている場合は、当該他の重大な内容変更等を含めて一括して当該通知の対象としなければならない。ただし、当該通知の時点において、代金等の決済が完了し	（内容変更等の通知範囲） 第8条の4 約款第22条第1項の規定に基づき通知を行う場合又は各包括特約書の規定に基づき内容変更等について保険契約の変更を希望する場合に通知を行う場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない他の内容変更等（重大な内容変更等に該当するものに限る。以下「他の重大な内容変更等」という。）が生じている場合は、当該他の重大な内容変更等を含めて一括して当該通知の対象としなければならない。ただし、当該通知の時点において、代金等の決済が完了し	

新	旧	備考
ているものについてはこの限りでない。 2 (略) 3 包括特約書の重大な内容変更等に係る規定に基づき日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要する内容変更等が生じた対象契約のうち、当該対象契約に係る代金等のうち起算点後に決済される部分（リテンション決済部分等をいう。）のみが未決済の状態であるものについては、被保険者が保険契約の変更を希望しない旨を別紙様式第7により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認した場合に、当該包括特約書の規定に関わらず、被保険者は当該内容変更等に係る書面での通知又は承認申請を要さないものとする。	ているものについてはこの限りでない。 2 (略) 3 包括特約書の重大な内容変更等に係る規定に基づき日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要する内容変更等が生じた対象契約のうち、当該対象契約に係る代金等のうち起算点後に決済される部分（リテンション決済部分等をいう。）のみが未決済の状態であり、かつ当該未決済の部分が対象契約の契約金額の10%以下であるものについては、被保険者が保険契約の変更を希望しない旨を別紙様式第7により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認した場合に<u>あつては</u>、当該包括特約書の規定に関わらず、被保険者は当該内容変更等に係る書面での通知又は承認申請を要さないものとする。	
第8条の5～第13条 (略)	第8条の5～第13条 (略)	
第2節 引受基準等 第14条 (略)	第2節 引受基準等 第14条 (略)	
(エスカレーションクローズ付き輸出契約等) 第15条 エスカレーションクローズ付き輸出契約等（代金等の変更の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合は、次の特約を付すものとする。ただし、現地通貨により決済される部分にエスカレーションクローズが付されている場合には、当該部分に係る増加額を保険契約の対象とするか否かについては被保険者の選択とする。 「被保険者は、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価（現地通貨により決済される部分を除く。以下「代金等」という。）の変更がすべて確定した場合には、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該代金等の金額について増額に係る内容変更等の通知を行わなければならない。なお、当該通知が行われた場合の増加額に係る保険責任は、増加変更の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」 2 (略)	(エスカレーションクローズ付き輸出契約等) 第15条 エスカレーションクローズ付き輸出契約等（代金等の変更の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合は、<u>保険契約の申込みに当たって、当該契約に係る代金等の変更の方法を説明した書面の添付を求めることとし、</u>次の特約を付すものとする。ただし、現地通貨により決済される部分にエスカレーションクローズが付されている場合には、当該部分に係る増加額を保険契約の対象とするか否かについては被保険者の選択とする。 「被保険者は、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価（現地通貨により決済される部分を除く。以下「代金等」という。）の変更がすべて確定した場合には、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該代金等の金額について増額に係る内容変更等の通知を行わなければならない。なお、当該通知が行われた場合の増加額に係る保険責任は、増加変更の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」 2 (略)	

新	旧	備考
第16条～第27条 (略)	第16条～第27条 (略)	
第3節 (略)	第3節 (略)	
第4節 保険料率算定等 (保険料率算定における期間計算の取扱い) 第34条 保険料率等規程Ⅱ [1] 1 (1)②(i)に規定する「船積前期間」、 (1)②(ii)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ii)に規定する「保険契 約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第1 のとおりとする。ただし、特約により別に定めた場合を除く。 2 (略) 3 前1項の規定にかかわらず、第22条の規定に基づきストックセールス に係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、船積前期間は0日と し、船積後期間は保険契約締結日又は貨物の引き渡し日のいずれか早い 日から決済期限 (決済期限が二以上の場合にあっては、最終決済期限) までとする。	第4節 保険料率算定等 (保険料率算定における期間計算の取扱い) 第34条 保険料率等規程Ⅱ [1] 1 (1)②(i)に規定する「船積前期間」、 (1)②(ii)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ii)に規定する「保険契 約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第1 のとおりとする。ただし、特約により別に定めた場合を除く。 2 (略) 3 前1項の規定にかかわらず、第22条の規定に基づきストックセールス に係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、船積前期間は0日と し、船積後期間は保険契約締結日から決済期限 (決済期限が二以上の場 合にあっては、最終決済期限) までとする。	
第34条の2～第35条 (略)	第34条の2～第35条 (略)	
第5節～第8節 (略)	第5節～第8節 (略)	
第2章～第5章 (略) 附 則 <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>	第2章～第5章 (略)	
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)	
別紙様式第1～別紙様式第6 (略)	別紙様式第1～別紙様式第6 (略)	

新		旧		備考
内容変更等事由の発生日		内容変更等事由の発生日		
輸出契約等の契約金額(うち内容変更等の発生日における未決済金額)		輸出契約等の契約金額(うち内容変更等の発生日における未決済金額)		
未決済金額部分の決済方法		未決済金額部分の決済方法		
未決済金額部分に関する現在の状況及び今後の決済見込み		未決済金額部分に関する現在の状況及び今後の決済見込み		
備考		備考		
<u>注</u> ：本申請書と併せて、現在の入金状況に関する説明書及び完工・引渡済みであることを証する書類（完工・引渡の証明書が入手できない場合にあっては、客先との交渉状況等に関する説明書等）をご提出下さい。		<u>※</u> ：本申請書と併せて、現在の入金状況を証する書類（社内資料等でも代替可）及び完工・引渡済みであることを証する書類（完工・引渡の証明書が入手できない場合にあっては、客先との交渉状況等に関する説明書等）をご提出下さい。		
<u>承認証</u>		<u>承認証</u>		

新	旧	備考
年 月 日 殿 株式会社日本貿易保険 年 月 日付けで申請があった件について下記の通り回答します。 ☐ 貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認しました。よって、本申請を承認し、重大な内容変更等の通知又は承認申請は不要とします。 ☐ 貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認できませんでした。よって本申請は承認しません。 備考	年 月 日 殿 株式会社日本貿易保険 年 月 日付けで申請があった件について下記の通り回答します。 ☐ 貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認しました。よって、本申請を承認し、重大な内容変更等の通知又は承認申請は不要とします。 ☐ 貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認できませんでした。よって本申請は承認しません。 備考	